

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
Ⅱ 銀行監督上の評価項目 Ⅱ－３ 業務の適切性 Ⅱ－３－１ 法令等遵守 Ⅱ－３－１－７ 不適切な取引等 Ⅱ－３－１－７－２ 正常な取引慣行に反する不適切な取引の発生の防止 過度な協力預金、過大な歩積両建預金等の受入れ、他金融機関への過度な預金紹介、銀行の業務範囲に含まれない商品等の紹介斡旋、顧客の印鑑等の預かり、関連会社等との取引の強要等独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用や顧客の実際の資金需要に基づかない決算期を跨った短期間の与信取引の依頼など正常な取引慣行に反する不適切な取引^(注)の発生をどのように防止しているか。 (注) 労働条件の引き下げ強制なども含む。これらの点に関し、企業価値担保権を設定した融資(後記「Ⅱ－６ 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組み」参照)を行う場合であっても、通常の融資の場合と同様、金融機関は労働条件等(債務者における人員整理や労働条件の引下げ等)について決定する等の権限を有するものではなく、企業価値担保権設定の目的も、金融機関が会社の従業員の労働条件等に影響を及ぼすことでない点に、留意が必要である。その他、企業価値担保権を利用した融資を行うにあたっての留意点として「事業性融資の推進等に関する法律	Ⅱ 銀行監督上の評価項目 Ⅱ－３ 業務の適切性 Ⅱ－３－１ 法令等遵守 Ⅱ－３－１－７ 不適切な取引等 Ⅱ－３－１－７－２ 正常な取引慣行に反する不適切な取引の発生の防止 過度な協力預金、過大な歩積両建預金等の受入れ、他金融機関への過度な預金紹介、銀行の業務範囲に含まれない商品等の紹介斡旋、顧客の印鑑等の預かり、関連会社等との取引の強要等独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用や顧客の実際の資金需要に基づかない決算期を跨った短期間の与信取引の依頼など正常な取引慣行に反する不適切な取引^(注)の発生をどのように防止しているか。 (注) 労働条件の引き下げ強制なども含む。これらの点に関し、企業価値担保権を設定した融資(後記「Ⅱ－６ 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組み」参照)を行う場合であっても、通常の融資の場合と同様、金融機関は労働条件等(債務者における人員整理や労働条件の引下げ等)について決定する等の権限を有するものではなく、企業価値担保権設定の目的も、金融機関が会社の従業員の労働条件等に影響を及ぼすことでない点に、留意が必要である。その他、企業価値担保権を利用した融資を行うにあたっての留意点として「事業性融資の推進等に関する法律

改正後	現 行
等に関する留意事項について（事業性融資の推進等に関する法律等ガイドライン）」 1～5 頁も参照。	等に関する留意事項について（事業性融資の推進等に関する法律等ガイドライン）」（2025 年 5 月） 1～5 頁も参照。
Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点	Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点
Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方	Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方
Ⅲ－１－３ 品質管理 検査・監督事務の全過程において、実態把握及び対話を通じたモニタリングの質や深度について適切な判断が確保されるよう、組織として品質管理を行う。各行の経営環境や経営理念等各々の固有の実情を踏まえ、各行の創意工夫を尊重しているか、各行に対して不適切な負担を強いていないか等について、国民全体の厚生 of 最大化という幅広い視点に立ちつつ、金融機能が最大限発揮されるよう、検査・監督事務の品質の確保に努める。 そのため、 <u>関係幹部</u> において、例えば次の点について、銀行から寄せられた意見も踏まえ、多角的・重層的な検証を行い、継続的に必要な改善を図る。 [略]	Ⅲ－１－３ 品質管理 検査・監督事務の全過程において、実態把握及び対話を通じたモニタリングの質や深度について適切な判断が確保されるよう、組織として品質管理を行う。各行の経営環境や経営理念等各々の固有の実情を踏まえ、各行の創意工夫を尊重しているか、各行に対して不適切な負担を強いていないか等について、国民全体の厚生 of 最大化という幅広い視点に立ちつつ、金融機能が最大限発揮されるよう、検査・監督事務の品質の確保に努める。 そのため、 <u>総合政策局・監督局関係幹部</u> において、例えば次の点について、銀行から寄せられた意見も踏まえ、多角的・重層的な検証を行い、継続的に必要な改善を図る。 [略]
Ⅲ－１－４ 監督部局間における連携	Ⅲ－１－４ 監督部局間における連携
（１）金融庁との連携 銀行から財務局に対し、事前相談や認可又は承認等の申請があったときは、以下の点に留意するものとする。	（１）金融庁との連携 銀行から財務局に対し、事前相談や認可又は承認等の申請があったときは、以下の点に留意するものとする。

改正後	現 行
① 施行規則第 37 条の規定により、銀行から財務局に対し、銀行法施行令（以下「施行令」という。）第 17 条の 2 第 1 項及び第 17 条の 3 第 1 項の規定に基づき金融庁長官の権限のうち財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に委任されている権限以外の権限に係る認可又は承認等に係る事前相談があったときは、速やかに<u>銀行・証券監督局担当部門</u>に連絡の上、同部門及び財務局が一体となってヒアリングを実施し、また、これに係る申請があったときは、速やかに<u>銀行・証券監督局長</u>に進達することとするほか、当該銀行に関して参考となる情報があれば、適宜、<u>銀行・証券監督局担当部門</u>に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。 ② Ⅲ－４－２－２（４）に係る事前相談があった場合は、速やかに<u>銀行・証券監督局担当部門</u>に連絡のうえ、同部門及び財務局が一体となったヒアリングを実施することとする。なお、当該銀行に関して参考となる情報があれば、適宜、同部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。 （２）[略] （３）銀行持株会社の子銀行に対する監督上の留意点 財務局長に監督権限が委任されている子銀行を監督するに当たり、銀行持株会社と当該子銀行に対する監督権限が異なっている場合には、以下の点に留意するものとする。 ① 銀行持株会社の監督権限が金融庁にある場合 イ. 金融庁との連携	① 施行規則第 37 条の規定により、銀行から財務局に対し、銀行法施行令（以下「施行令」という。）第 17 条の 2 第 1 項及び第 17 条の 3 第 1 項の規定に基づき金融庁長官の権限のうち財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に委任されている権限以外の権限に係る認可又は承認等に係る事前相談があったときは、速やかに<u>監督局担当部門</u>に連絡の上、同部門及び財務局が一体となってヒアリングを実施し、また、これに係る申請があったときは、速やかに<u>監督局長</u>に進達することとするほか、当該銀行に関して参考となる情報があれば、適宜、<u>監督局担当部門</u>に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。 ② Ⅲ－４－２－２（４）に係る事前相談があった場合は、速やかに<u>監督局担当部門</u>に連絡のうえ、同部門及び財務局が一体となったヒアリングを実施することとする。なお、当該銀行に関して参考となる情報があれば、適宜、同部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。 （２）[略] （３）銀行持株会社の子銀行に対する監督上の留意点 財務局長に監督権限が委任されている子銀行を監督するに当たり、銀行持株会社と当該子銀行に対する監督権限が異なっている場合には、以下の点に留意するものとする。 ① 銀行持株会社の監督権限が金融庁にある場合 イ. 金融庁との連携

改正後	現 行
施行令第17条の3第4項の規定に基づき、銀行持株会社の監督権限が金融庁にある場合には、財務局は当該銀行持株会社を監督する<u>銀行・証券監督局担当部門</u>との間において、当該銀行持株会社に係る情報を共有するなど、密接な連携に努めるものとする。 ロ. 金融庁を通じて報告徴求をする場合の留意点 財務局は、自らが監督する子銀行の適切な業務運営を確保するために当該子銀行の銀行持株会社に対して報告徴求等の必要があると思料する場合は、報告徴求等が必要な理由（関連資料を添付のこと）を付して、銀行持株会社を監督する<u>銀行・証券監督局担当部門</u>に対して意見を具申するものとする。 ② [略]	施行令第17条の3第4項の規定に基づき、銀行持株会社の監督権限が金融庁にある場合には、財務局は当該銀行持株会社を監督する<u>監督局担当部門</u>との間において、当該銀行持株会社に係る情報を共有するなど、密接な連携に努めるものとする。 ロ. 金融庁を通じて報告徴求をする場合の留意点 財務局は、自らが監督する子銀行の適切な業務運営を確保するために当該子銀行の銀行持株会社に対して報告徴求等の必要があると思料する場合は、報告徴求等が必要な理由（関連資料を添付のこと）を付して、銀行持株会社を監督する<u>監督局担当部門</u>に対して意見を具申するものとする。 ② [略]
Ⅲ－１－７ 個別銀行に関する行政報告等	Ⅲ－１－７ 個別銀行に関する行政報告等
（１）決算等に関する提出資料 決算状況表及び日計表等については、銀行に対して提出を求めているが、提出期限等は別紙3のとおりとすることに留意する。なお、各様式の改正を行う場合は、<u>銀行・証券監督局担当部門</u>から財務局に対し、適宜周知する。 （２）行政報告 次の事項につき行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>銀行・証券監督局長</u>に報告するものとする。ただし、⑮及び⑳に関しては、金融庁の指示により、（１）の各様式の改正に係る報告徴求命令をした場合には、この限りでない。	（１）決算等に関する提出資料 決算状況表及び日計表等については、銀行に対して提出を求めているが、提出期限等は別紙3のとおりとすることに留意する。なお、各様式の改正を行う場合は、<u>監督局担当部門</u>から財務局に対し、適宜周知する。 （２）行政報告 次の事項につき行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>監督局長</u>に報告するものとする。ただし、⑮及び⑳に関しては、金融庁の指示により、（１）の各様式の改正に係る報告徴求命令をした場合には、この限りでない。

改 正 後	現 行
なお、銀行議決権大量保有者等に係る銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合、及び銀行を子会社とする持株会社の子銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合には、当該管轄する財務局にも報告するものとする。 ①～③⑩ [略] (3) 銀行の営業免許等に係る登録免許税納付額の報告について 銀行の営業の免許等を行う金融庁長官（登記機関）は、登録免許税法第 32 条の規定に基づき、登録免許税法を所管する財務大臣に対し、登録免許税の納付額を通知しなければならない。 したがって、登記機関である金融庁長官が上記の通知を行うために必要となるので、財務局においては、その年の前年の 4 月 1 日からその年の 3 月 31 日までの期間内にした認可等に係る登録免許税の納付件数及び納付額を様式・参考資料編様式Ⅲ－１－５（４）により取りまとめ、これをその年の 4 月末日までに<u>銀行・証券監督局</u>に報告するものとする。 Ⅲ－１－８ 災害における金融に関する措置（災害対策基本法等関係） (1) ・ (2) [略] (3) 行政報告 以上のような金融上の諸措置をとったときは、遅滞なく<u>銀行・証券監督局長</u>に報告するものとする。	なお、銀行議決権大量保有者等に係る銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合、及び銀行を子会社とする持株会社の子銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合には、当該管轄する財務局にも報告するものとする。 ①～③⑩ [略] (3) 銀行の営業免許等に係る登録免許税納付額の報告について 銀行の営業の免許等を行う金融庁長官（登記機関）は、登録免許税法第 32 条の規定に基づき、登録免許税法を所管する財務大臣に対し、登録免許税の納付額を通知しなければならない。 したがって、登記機関である金融庁長官が上記の通知を行うために必要となるので、財務局においては、その年の前年の 4 月 1 日からその年の 3 月 31 日までの期間内にした認可等に係る登録免許税の納付件数及び納付額を様式・参考資料編様式Ⅲ－１－５（４）により取りまとめ、これをその年の 4 月末日までに<u>監督局</u>に報告するものとする。 Ⅲ－１－８ 災害における金融に関する措置（災害対策基本法等関係） (1) ・ (2) [略] (3) 行政報告 以上のような金融上の諸措置をとったときは、遅滞なく<u>監督局長</u>に報告するものとする。

改正後	現 行
Ⅲ－１－１１ 申請書等を提出するに当たっての留意点 Ⅲ－１－１０を踏まえ、銀行等による当局への申請・届出等（公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）を含む。）については、原則として、以下（１）、（２）に掲げる方法により提出を求めることとする。 なお、公的機関が発行する添付書類については、デジタルカメラ、スキャナ等を用いて記録した事項が原本に記載されている事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求めることとする。また、税・手数料等の納付が必要な手続において、電子納付以外により納付を受け付ける場合には、別途、税・手数料等の納付を証する書類の原本送付を求めることとする。 （１）金融庁電子申請・届出システム 銀行等による当局への申請・届出等のうち、（２）に掲げる<u>金融モニタリングシステム（FIMOS）</u>（以下「FIMOS」という。）を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。 （２）<u>金融モニタリングシステム（FIMOS）</u> 業務報告書（中間期にあつては中間業務報告書）については、原則として、<u>FIMOS</u>を利用して提出を求めることとする。 Ⅲ－３ 法令解釈等の照会を受けた場合の対応	Ⅲ－１－１１ 申請書等を提出するに当たっての留意点 Ⅲ－１－１０を踏まえ、銀行等による当局への申請・届出等（公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）を含む。）については、原則として、以下（１）、（２）に掲げる方法により提出を求めることとする。 なお、公的機関が発行する添付書類については、デジタルカメラ、スキャナ等を用いて記録した事項が原本に記載されている事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求めることとする。また、税・手数料等の納付が必要な手続において、電子納付以外により納付を受け付ける場合には、別途、税・手数料等の納付を証する書類の原本送付を求めることとする。 （１）金融庁電子申請・届出システム 銀行等による当局への申請・届出等のうち、（２）に掲げる<u>金融庁業務支援統合システム</u>（以下「統合システム」という。）を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。 （２）<u>金融庁業務支援統合システム</u> 業務報告書（中間期にあつては中間業務報告書）については、原則として、<u>統合システム</u>を利用して提出を求めることとする。 Ⅲ－３ 法令解釈等の照会を受けた場合の対応

改 正 後	現 行
Ⅲ－３－２ 照会に対する回答方法 (１) [略] (２) 財務局が照会を受けた際、回答に当たって判断がつかないもの等については、速やかに<u>銀行・証券監督局担当部門</u>に照会内容を連絡し、同部門及び財務局が一体となったヒアリングの実施などにより協議する。 (３)～(５) [略] Ⅲ－３－３ 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度） 法令適用事前確認手続（以下「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続に関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず様式・参考資料編 資料４「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。 (１) 照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>とする。	Ⅲ－３－２ 照会に対する回答方法 (１) [略] (２) 財務局が照会を受けた際、回答に当たって判断がつかないもの等については、速やかに<u>監督局担当部門</u>に照会内容を連絡し、同部門及び財務局が一体となったヒアリングの実施などにより協議する。 (３)～(５) [略] Ⅲ－３－３ 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度） 法令適用事前確認手続（以下「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続に関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず様式・参考資料編 資料４「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。 (１) 照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁監督局総務課</u>とする。

改 正 後	現 行
なお、照会窓口たる<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>は、下記（２）③の記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。 財務局所管の銀行は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>に対し、照会書面を原則として速やかに電子メール等により送付する。 <u>〔削除〕</u> （２）〔略〕 Ⅲ－３－４ グレーゾーン解消制度 産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）第７条第１項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下、この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、「<u>「グレーゾーン解消制度」</u>」、「<u>規制のサンドボックス制度</u>」及び「<u>新事業特例制度</u>」の利用の手引き」（令和４年７月１５日経済産業省）（以下、同省による改正後のものを含め、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。	なお、照会窓口たる<u>金融庁監督局総務課</u>は、下記（２）③の記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。 財務局所管の銀行は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁監督局総務課</u>に対し、照会書面を原則として速やかに電子メール等により送付する。 <u>（注）財務局においては、照会書面を金融庁監督局総務課に送付する際、原則として審査意見を付するものとする。</u> （２）〔略〕 Ⅲ－３－４ グレーゾーン解消制度 産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）第７条第１項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下、この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、「<u>「グレーゾーン解消制度」</u>」、「<u>規制のサンドボックス制度</u>」及び「<u>新事業特例制度</u>」の利用の手引き」（令和４年７月１５日経済産業省）（以下、同省による改正後のものを含め、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。

改 正 後	現 行
(1) 照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁総合政策課</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁総合政策課</u>は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書の提出先が二以上の主務大臣であるときは、他の主務大臣に対し、その確認を求めるものとする。 財務局所管の銀行は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁総合政策課</u>に対し、照会書を速やかに送付する。 <u>[削除]</u> (2) 照会書受領後の流れ 照会書を受け付けた後は、<u>総合政策課</u>において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正、追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。 ①～③ [略]	(1) 照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書の提出先が二以上の主務大臣であるときは、他の主務大臣に対し、その確認を求めるものとする。 財務局所管の銀行は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>に対し、照会書を速やかに送付する。 <u>(注) 財務局においては、照会書を金融庁総合政策局総合政策課に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するものに限り、原則として審査意見を付するものとする。</u> (2) 照会書受領後の流れ 照会書を受け付けた後は、<u>総合政策局総合政策課</u>において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正、追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。 ①～③ [略]

改 正 後	現 行
(3) 回答 照会書を回付された課室は、<u>総合政策課</u>において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書が照会窓口に到達してから原則として1か月以内に提出者に対し強化法命令様式第十一による回答書を交付するものとする。 また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。 Ⅲ－5 行政指導等を行う際の留意点等 Ⅲ－5－1 行政指導等を行う際の留意点 銀行に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第2条第6号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。 (1) ～ (3) [略] (4) 行政指導の方式（行政手続法第35条）	(3) 回答 照会書を回付された課室は、<u>総合政策局総合政策課</u>において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書が照会窓口に到達してから原則として1か月以内に提出者に対し強化法命令様式第十一による回答書を交付するものとする。 また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。 Ⅲ－5 行政指導等を行う際の留意点等 Ⅲ－5－1 行政指導等を行う際の留意点 銀行に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第2条第6号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。 (1) ～ (3) [略] (4) 行政指導の方式（行政手続法第35条）

改 正 後	現 行
① [略] ② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第 35 条第 4 項各号に該当する場合を除く。）。 イ. ～ハ. [略]	① [略] ② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第 35 条第 3 項各号に該当する場合を除く。）。 イ. ～ハ. [略]
Ⅲ－６ 行政処分を行う際の留意点	Ⅲ－６ 行政処分を行う際の留意点
Ⅲ－６－４ 金融庁等との連携及び関係当局等への連絡 上記Ⅲ－６－１－１（１）から（６）の不利益処分等をしようとする場合には、財務局金融監督担当課は<u>銀行・証券監督局担当課</u>との十分な連携によりこれらの事務を行うものとする。 また、必要に応じて、財務局間において密接な連携に努め、さらに、必要に応じて、関係当局等への連絡を行うものとする。	Ⅲ－６－４ 金融庁等との連携及び関係当局等への連絡 上記Ⅲ－６－１－１（１）から（６）の不利益処分等をしようとする場合には、財務局金融監督担当課は<u>監督局担当課</u>との十分な連携によりこれらの事務を行うものとする。 また、必要に応じて、財務局間において密接な連携に努め、さらに、必要に応じて、関係当局等への連絡を行うものとする。
Ⅳ 銀行代理業等	Ⅳ 銀行代理業等
Ⅳ－１ 銀行代理業	Ⅳ－１ 銀行代理業
Ⅳ－１－３ 銀行代理業者の監督に係る事務処理	Ⅳ－１－３ 銀行代理業者の監督に係る事務処理
Ⅳ－１－３－１ 一般的な事務処理	Ⅳ－１－３－１ 一般的な事務処理
Ⅳ－１－３－１－５ 行政報告	Ⅳ－１－３－１－５ 行政報告

改正後	現 行
(1) 財務局長は、各四半期末現在における銀行代理業者の状況について、翌月 20 日までに<u>銀行・証券監督局長</u>へ報告することとする。 (参考) 様式・参考資料編 様式Ⅳ－１－３－１－５ (2) 財務局長は、銀行代理業者の監督に関し、次の①から⑦に掲げる場合は、その内容を遅滞なく<u>銀行・証券監督局長</u>に報告するとともに、所属銀行等・銀行代理業再委託者・銀行代理業再受託者の監督部局にも遅滞なく関連情報を提供するものとする。 ①及び③の報告は、様式Ⅳ－１－３－１－５によることとする。 ①～⑦ [略] Ⅳ－２ 電子決済等取扱業 Ⅳ－２－２ 基本的な考え方 Ⅳ－２－２－２ 監督に係る事務処理の基本的考え方 (1) ～ (4) [略] (5) 行政報告 ①・② [略] ③ 金融庁への送付等 イ・ロ [略] ハ. 電子決済等取扱業者登録状況一覧表の提出	(1) 財務局長は、各四半期末現在における銀行代理業者の状況について、翌月 20 日までに<u>監督局長</u>へ報告することとする。 (参考) 様式・参考資料編 様式Ⅳ－１－３－１－５ (2) 財務局長は、銀行代理業者の監督に関し、次の①から⑦に掲げる場合は、その内容を遅滞なく<u>監督局長</u>に報告するとともに、所属銀行等・銀行代理業再委託者・銀行代理業再受託者の監督部局にも遅滞なく関連情報を提供するものとする。 ①及び③の報告は、様式Ⅳ－１－３－１－５によることとする。 ①～⑦ [略] Ⅳ－２ 電子決済等取扱業 Ⅳ－２－２ 基本的な考え方 Ⅳ－２－２－２ 監督に係る事務処理の基本的考え方 (1) ～ (4) [略] (5) 行政報告 ①・② [略] ③ 金融庁への送付等 イ・ロ [略] ハ. 電子決済等取扱業者登録状況一覧表の提出

改 正 後	現 行
a. 登録を行った全ての電子決済等取扱業者について作成した登録状況一覧表を、登録の都度更新し、半期経過後 20 日以内に<u>資産運用・保険監督局長</u>に対して送付するものとする。 b. [略]	a. 登録を行った全ての電子決済等取扱業者について作成した登録状況一覧表を、登録の都度更新し、半期経過後 20 日以内に<u>監督局長</u>に対して送付するものとする。 b. [略]
(6) [略]	(6) [略]
V 協同組織金融機関	V 協同組織金融機関
V－1 協同組織金融機関における共通事項	V－1 協同組織金融機関における共通事項
V－1－2 システム障害発生時等における留意点	V－1－2 システム障害発生時等における留意点
V－1－2－1 共同センター等に起因する障害発生時等における留意点	V－1－2－1 共同センター等に起因する障害発生時等における留意点
(1) 財務局における対応 協同組織金融機関において、共同センターに起因するシステム障害が発生した場合にあっては当該協同組織金融機関及び当該共同センターに対して、また、業態センターに起因するシステム障害が発生した場合にあっては当該協同組織金融機関に対して、直ちに、本監督指針のⅡ－3－4－1－3（2）に沿った対応を求めるとともに、<u>銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>あてその旨の連絡を速やかに行うなど金融庁及び関係する財務局との連携・情報の共有等を密接に行うこととする。	(1) 財務局における対応 協同組織金融機関において、共同センターに起因するシステム障害が発生した場合にあっては当該協同組織金融機関及び当該共同センターに対して、また、業態センターに起因するシステム障害が発生した場合にあっては当該協同組織金融機関に対して、直ちに、本監督指針のⅡ－3－4－1－3（2）に沿った対応を求めるとともに、<u>監督局協同組織金融室</u>あてその旨の連絡を速やかに行うなど金融庁及び関係する財務局との連携・情報の共有等を密接に行うこととする。 なお、共同センターに対してヒアリング等を行う場合には、必要に

改正後	現 行
なお、共同センターに対してヒアリング等を行う場合には、必要に応じ、当該共同センターの利用者組織の代表金融機関又は利用者により組織された団体等に対しても同席を求めるよう努めるものとする。 (2) [略] V-2 信用金庫及び信用協同組合における経営力の強化に向けた取組みに係る留意点 V-2-2 主な着眼点 V-2-3 監督手法・対応 V-2-3-2 中央機関に対する対応 中央機関・業界団体による傘下金融機関に対する経営力強化に向けた取組みに係る業務補完・支援の状況については、<u>金融庁銀行・証券監督局</u>において、上記V-2-2-2の着眼点等を踏まえたヒアリングを実施し、取組み状況等を的確に把握することとする。 特に、V-2-2-2(3)において要請している事項は、預貸率の低下により緊要の課題であることから、必要に応じて傘下金融機関に対する適切な対応・機能提供が図れる態勢となっているかについて、定期的なヒアリング等を通じて的確に把握することとする。 V-3 信用金庫及び信用金庫連合会関係	応じ、当該共同センターの利用者組織の代表金融機関又は利用者により組織された団体等に対しても同席を求めるよう努めるものとする。 (2) [略] V-2 信用金庫及び信用協同組合における経営力の強化に向けた取組みに係る留意点 V-2-2 主な着眼点 V-2-3 監督手法・対応 V-2-3-2 中央機関に対する対応 中央機関・業界団体による傘下金融機関に対する経営力強化に向けた取組みに係る業務補完・支援の状況については、<u>金融庁監督局</u>において、上記V-2-2-2の着眼点等を踏まえたヒアリングを実施し、取組み状況等を的確に把握することとする。 特に、V-2-2-2(3)において要請している事項は、預貸率の低下により緊要の課題であることから、必要に応じて傘下金融機関に対する適切な対応・機能提供が図れる態勢となっているかについて、定期的なヒアリング等を通じて的確に把握することとする。 V-3 信用金庫及び信用金庫連合会関係

改正後	現 行
V-3-1 監督部局間における連携 V-3-1-1 金融庁との連携 (1) 信用金庫から財務局に対し、事前相談や認可又は承認等の申請があったときは、以下の点に留意するものとする。 ① 信用金庫法施行規則第 171 条の規定により、信用金庫から財務局に対し信用金庫法施行令第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、金融庁長官の権限のうち財務局長に委任されている権限以外の権限に係る免許、認可（予備審査を含む。）又は承認に係る事前相談があったときは、速やかに<u>銀行・証券監督局担当部門</u>に連絡の上、同部門及び財務局が一体となったヒアリングを実施し、また、これに係る申請があったときは、速やかに<u>銀行・証券監督局長</u>に進達することとするほか、同法施行令第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき財務局長に権限委任された認可等のうち、合併や事業譲渡など重要な認可等が必要となるような情報を入手したときは、速やかに、<u>銀行・証券監督局担当部門</u>に情報提供するなど、金融庁と密接な連携に努めるものとする。 ② Ⅲ-4-2-2（4）に係る事前相談があった場合は、速やかに<u>銀行・証券監督局担当部門</u>に連絡のうえ、財務局及び同部門が一体となったヒアリングを実施することとする。なお、当該信用金庫に関して参考となる情報があれば、適宜、同部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。 （注）なお、既に他の金融機関において同様の事例がある場合には、財務局においてヒアリングを実施することも可能とする。その場	V-3-1 監督部局間における連携 V-3-1-1 金融庁との連携 (1) 信用金庫から財務局に対し、事前相談や認可又は承認等の申請があったときは、以下の点に留意するものとする。 ① 信用金庫法施行規則第 171 条の規定により、信用金庫から財務局に対し信用金庫法施行令第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、金融庁長官の権限のうち財務局長に委任されている権限以外の権限に係る免許、認可（予備審査を含む。）又は承認に係る事前相談があったときは、速やかに<u>監督担当部門</u>に連絡の上、同部門及び財務局が一体となったヒアリングを実施し、また、これに係る申請があったときは、速やかに<u>監督局長</u>に進達することとするほか、同法施行令第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき財務局長に権限委任された認可等のうち、合併や事業譲渡など重要な認可等が必要となるような情報を入手したときは、速やかに、<u>監督局担当部門</u>に情報提供するなど、金融庁と密接な連携に努めるものとする。 ② Ⅲ-4-2-2（4）に係る事前相談があった場合は、速やかに<u>監督局担当部門</u>に連絡のうえ、財務局及び同部門が一体となったヒアリングを実施することとする。なお、当該信用金庫に関して参考となる情報があれば、適宜、同部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。 （注）なお、既に他の金融機関において同様の事例がある場合には、財務局においてヒアリングを実施することも可能とする。その場

改正後	現 行
合、ヒアリング結果を速やかに<u>銀行・証券監督局担当部門</u>に報告するものとする。 (2) 信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 24 条に基づき報告徴求命令（検査終了後のフォローアップに係る報告徴求命令は除く。）を発出したとき及び信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条に規定する命令を発出したときは、遅滞なく<u>銀行・証券監督局長</u>に報告するものとする。ただし、金融庁の指示により報告徴求した場合には、この限りでない。 V-4 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係 V-4-1 監督部局間における連携 V-4-1-1 金融庁との連携 (1) 信用協同組合から財務局に対し、事前相談や認可又は承認等の申請があったときは、以下の点に留意するものとする。 ① 信用協同組合に関して、財務局長に権限委任された認可又は承認等のうち、設立、合併、事業譲渡など重要な認可等が必要となるような情報を入手したときは、事案の概要及びその他参考となる情報を速やかに<u>銀行・証券監督局担当部門</u>に情報提供することとするほか、当該重要な認可（予備審査を含む。）の申請があったときは、財務局の処理方針（事案の概要及びその他参考となる情報を含む。）を付して<u>銀行・証券監督局長</u>に協議するなど、金融庁と密接な連携に努めるものとする。	合、ヒアリング結果を速やかに<u>監督局担当部門</u>に報告するものとする。 (2) 信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 24 条に基づき報告徴求命令（検査終了後のフォローアップに係る報告徴求命令は除く。）を発出したとき及び信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条に規定する命令を発出したときは、遅滞なく<u>監督局長</u>に報告するものとする。ただし、金融庁の指示により報告徴求した場合には、この限りでない。 V-4 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係 V-4-1 監督部局間における連携 V-4-1-1 金融庁との連携 (1) 信用協同組合から財務局に対し、事前相談や認可又は承認等の申請があったときは、以下の点に留意するものとする。 ① 信用協同組合に関して、財務局長に権限委任された認可又は承認等のうち、設立、合併、事業譲渡など重要な認可等が必要となるような情報を入手したときは、事案の概要及びその他参考となる情報を速やかに<u>監督局担当部門</u>に情報提供することとするほか、当該重要な認可（予備審査を含む。）の申請があったときは、財務局の処理方針（事案の概要及びその他参考となる情報を含む。）を付して<u>監督局長</u>に協議するなど、金融庁と密接な連携に努めるものとする。

改正後	現 行
② Ⅲ－４－２－２（４）に係る事前相談があった場合は、速やかに<u>銀行・証券監督局担当部門</u>に連絡のうえ、財務局及び同部門が一体となったヒアリングを実施することとする。なお、当該信用協同組合に関して参考となる情報があれば、適宜、同部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。 （注）なお、既に他の金融機関において同様の事例がある場合には、財務局においてヒアリングを実施することも可能とする。その場合、ヒアリング結果を速やかに<u>銀行・証券監督局担当部門</u>に報告するものとする。 （２）協同組合による金融事業に関する法律（以下「協金法」という。）第６条第１項において準用する銀行法第２４条又は中小企業等協同組合法（以下「中企法」という。）第１０５条の４第１項に基づき報告徴求命令（検査終了後のフォローアップに係る報告徴求命令は除く。）を発出したとき及び協金法第６条第１項において準用する銀行法第２６条に規定する命令を発出したときは、遅滞なく<u>銀行・証券監督局長</u>に報告するものとする。ただし、金融庁の指示により報告徴求した場合には、この限りでない。 V－４－８ 金融商品取引法第２条に規定する定義に関する内閣府令第１０条第１項第９号に定める届出等について（金融商品取引法施行時より適用） （１）金融商品取引法第２条第３項第１号において、適格機関投資家が有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者と定められていることを踏まえ、<u>金融庁銀行・証券監督局</u>は、信用協同組合に	② Ⅲ－４－２－２（４）に係る事前相談があった場合は、速やかに<u>監督局担当部門</u>に連絡のうえ、財務局及び同部門が一体となったヒアリングを実施することとする。なお、当該信用協同組合に関して参考となる情報があれば、適宜、同部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。 （注）なお、既に他の金融機関において同様の事例がある場合には、財務局においてヒアリングを実施することも可能とする。その場合、ヒアリング結果を速やかに<u>監督局担当部門</u>に報告するものとする。 （２）協同組合による金融事業に関する法律（以下「協金法」という。）第６条第１項において準用する銀行法第２４条又は中小企業等協同組合法（以下「中企法」という。）第１０５条の４第１項に基づき報告徴求命令（検査終了後のフォローアップに係る報告徴求命令は除く。）を発出したとき及び協金法第６条第１項において準用する銀行法第２６条に規定する命令を発出したときは、遅滞なく<u>監督局長</u>に報告するものとする。ただし、金融庁の指示により報告徴求した場合には、この限りでない。 V－４－８ 金融商品取引法第２条に規定する定義に関する内閣府令第１０条第１項第９号に定める届出等について（金融商品取引法施行時より適用） （１）金融商品取引法第２条第３項第１号において、適格機関投資家が有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者と定められていることを踏まえ、<u>金融庁監督局</u>は、信用協同組合において、有

改正後	現 行
において、有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する役職員が配置されていること、その他有価証券に対する投資を行うために必要かつ適切な態勢及び内部規程を備えていること等を確認することとする。	価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する役職員が配置されていること、その他有価証券に対する投資を行うために必要かつ適切な態勢及び内部規程を備えていること等を確認することとする。
(2) [略]	(2) [略]
V-5 労働金庫及び労働金庫連合会関係	V-5 労働金庫及び労働金庫連合会関係
V-5-1 監督部局間における連携	V-5-1 監督部局間における連携
V-5-1-1 金融庁と財務局間における連携	V-5-1-1 金融庁と財務局間における連携
(1) 労働金庫から財務局に対し、事前相談や認可又は承認等の申請があったときは、以下の点に留意するものとする。 ① 法令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官及び厚生労働大臣に提出する免許、認可又は承認に関する申請書その他の書類の経路については労働金庫法施行令第12条の規定等によることとされているが、これら書類を財務局（財務事務所の所在する都道府県においては、当該財務事務所を経由する。）において受理したときは、速やかに<u>銀行・証券監督局担当部門</u>に連絡の上、同部門及び財務局が一体となったヒアリングを実施し、また、これに係る申請があったときは、速やかに<u>銀行・証券監督局長</u>に進達することとするほか、当該労働金庫に関して参考となる情報があれば、適宜、<u>銀行・証券監督局担当部門</u>に情報提供するなど、金融庁と密接な連携に	(1) 労働金庫から財務局に対し、事前相談や認可又は承認等の申請があったときは、以下の点に留意するものとする。 ① 法令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官及び厚生労働大臣に提出する免許、認可又は承認に関する申請書その他の書類の経路については労働金庫法施行令第12条の規定等によることとされているが、これら書類を財務局（財務事務所の所在する都道府県においては、当該財務事務所を経由する。）において受理したときは、速やかに<u>監督担当部門</u>に連絡の上、同部門及び財務局が一体となったヒアリングを実施し、また、これに係る申請があったときは、速やかに<u>監督局長</u>に進達することとするほか、当該労働金庫に関して参考となる情報があれば、適宜、<u>監督局担当部門</u>に情報提供するなど、金融庁と密接な連携に努めるものとする。

改正後	現 行
努めるものとする。 ② Ⅲ－４－２－２（４）に係る事前相談があった場合は、速やかに<u>銀行・証券監督局担当部門</u>に連絡のうえ、財務局及び同部門が一体となったヒアリングを実施することとする。なお、当該労働金庫に関して参考となる情報があれば、適宜、同部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。 （注）なお、既に他の金融機関において同様の事例がある場合には、財務局においてヒアリングを実施することも可能とする。その場合、ヒアリング結果を速やかに<u>銀行・証券監督局担当部門</u>に報告するものとする。 （２）労働金庫法第 94 条において準用する銀行法第 24 条に基づき報告徴求命令（検査終了後のフォローアップに係る報告徴求命令を除く。）を発出したときは、遅滞なく<u>銀行・証券監督局長</u>に報告するものとする。ただし、金融庁の指示により報告徴求した場合には、この限りでない。 様式・参考資料編 Ⅲ 参考資料 【資料 4】Ⅲ－３ 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 関係 金融庁	② Ⅲ－４－２－２（４）に係る事前相談があった場合は、速やかに<u>監督局担当部門</u>に連絡のうえ、財務局及び同部門が一体となったヒアリングを実施することとする。なお、当該労働金庫に関して参考となる情報があれば、適宜、同部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。 （注）なお、既に他の金融機関において同様の事例がある場合には、財務局においてヒアリングを実施することも可能とする。その場合、ヒアリング結果を速やかに<u>監督局担当部門</u>に報告するものとする。 （２）労働金庫法第 94 条において準用する銀行法第 24 条に基づき報告徴求命令（検査終了後のフォローアップに係る報告徴求命令を除く。）を発出したときは、遅滞なく<u>監督局長</u>に報告するものとする。ただし、金融庁の指示により報告徴求した場合には、この限りでない。 様式・参考資料編 Ⅲ 参考資料 【資料 4】Ⅲ－３ 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 関係 金融庁

改 正 後	現 行
金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則 平成 13 年 3 月 27 日の閣議決定（行政機関による法令適用事前確認手続の導入について）においては、「ＩＴ・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表することとする」とされ、このため、「上記の分野に関し、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続の指針」が定められたところである。 金融庁は、この閣議決定を踏まえ、当該手続を本年 7 月 16 日より実施することとし、下記のとおり細則を定めたところである。 記 1. 対象 [略] 2. 照会 （１）照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>とし、財務（支）局・沖縄総合事務局所管の金融機関は、財務局等に照会する。財務局等は	金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則 平成 13 年 3 月 27 日の閣議決定（行政機関による法令適用事前確認手続の導入について）においては、「ＩＴ・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表することとする」とされ、このため、「上記の分野に関し、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続の指針」が定められたところである。 金融庁は、この閣議決定を踏まえ、当該手続を本年 7 月 16 日より実施することとし、下記のとおり細則を定めたところである。 記 1. 対象 [略] 2. 照会 （１）照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁監督局総務課</u>とし、財務（支）局・沖縄総合事務局所管の金融機関は、財務局等に照会する。財務局等は照会を受け

改 正 後	現 行
照会を受けた場合には、<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>に対し、照会書（当該照会書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を速やかに送付する。 なお、照会窓口たる<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>は、下記（３）照会書の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。 （２）～（５）[略] ３・４ [略] ５．実施時期 平成 13 年 7 月 16 日より実施する。 （改正） ・ 平成 15 年 7 月 4 日 上記 4. 改正、実施。 ・ 平成 16 年 5 月 14 日 上記 3. （３）、（５）改正、実施。 ・ 平成 17 年 10 月 7 日 上記 2. （３）、3. （１）、（３）、（４）改正、実施。 ・ 平成 19 年 7 月 2 日 上記 1. （１）、2. （１）、（２）、（３）、（４）、3. （１）、4. 改正、実施。 ・ 令和 3 年 6 月 30 日 上記 2. （１）、（２）、（３）、（４）、（５）、3. （１）、（２）、（３）改正、実施。 ： <u>令和 8 年 8 月 17 日 上記 2. （１）改正、実施。</u>	た場合には、<u>金融庁監督局総務課</u>に対し、照会書（当該照会書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を速やかに送付する。 なお、照会窓口たる<u>金融庁監督局総務課</u>は、下記（３）照会書の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。 （２）～（５）[略] ３・４ [略] ５．実施時期 平成 13 年 7 月 16 日より実施する。 （改正） ・ 平成 15 年 7 月 4 日 上記 4. 改正、実施。 ・ 平成 16 年 5 月 14 日 上記 3. （３）、（５）改正、実施。 ・ 平成 17 年 10 月 7 日 上記 2. （３）、3. （１）、（３）、（４）改正、実施。 ・ 平成 19 年 7 月 2 日 上記 1. （１）、2. （１）、（２）、（３）、（４）、3. （１）、4. 改正、実施。 ・ 令和 3 年 6 月 30 日 上記 2. （１）、（２）、（３）、（４）、（５）、3. （１）、（２）、（３）改正、実施。 <u>[新設]</u>